○法務省告示第三百号

熊本県上益城郡山都町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十一年六月三十日

法務大臣　森　英介

熊本県上益城郡下矢部村大字猿渡千七百四十四番地　石田　末隆

○法務省告示第三百一号

青森市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年七月三十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば青森市役所又は青森地方法務局に照会すること。

平成二十一年六月三十日

法務大臣　森　英介

青森県南津軽郡五郷村大字北中野字天王二百二十六番地　山内勇次郎

同所三十一番地　常田　茂

青森県南津軽郡大杉村大字杉沢字上福田三十番地　石村子三郎

青森県南津軽郡浪岡町大字北中野字天王二百八十一番地第一号　古村兵太郎

同所百番ノ一号　長谷川三次郎

○法務省告示第三百二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十一年七月一日から効力を生ずる。

平成二十一年六月三十日

法務大臣　森　英介

東京法務局所属　山本　信一

静岡地方法務局所属　小黒　和明

神戸地方法務局所属　仲田　稿次

和歌山地方法務局所属　遠藤　薫

名古屋法務局所属　野田　弘明

熊本地方法務局所属　関　美都子

仙台法務局所属　長谷川高章

同　井上　邦夫

福島地方法務局所属　本間　透

札幌法務局所属　遠藤　和正

松山地方法務局所属　久保　雅文

○法務省告示第三百三号

昭和二十八年法務省告示第二百二十八号の一部を次のように改正し、平成二十一年七月二十一日から施行する。

なお、従前横浜地方法務局鎌倉出張所において取り扱った供託に関する事務は、同日から横浜地方法務局湘南支局において取り扱う。

平成二十一年六月三十日

法務大臣　森　英介

「横浜地方法務局鎌倉出張所　日本銀行鎌倉代理店
同平塚出張所　同平塚代理店」を「横浜地方法務局平塚出張所　日本銀行平塚代理店」に改める。

○外務省告示第三百四十六号

平成二十一年六月十七日にホニアラで、ギゾ病院再建計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ギゾ病院再建計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岩撫明在ソロモン臨時代理大使

ソロモン側　ノレン・レニ漁業・海洋資源大臣

平成二十一年六月三十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百四十七号

平成二十一年六月十七日にホニアラで、ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岩撫明在ソロモン臨時代理大使

ソロモン側　ノレン・レニ漁業・海洋資源大臣

平成二十一年六月三十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百四十八号

キプロス共和国政府は、昭和三十六年十月二十六日にローマで作成された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」の加入書を平成二十一年三月十七日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年六月十七日にキプロス共和国について効力を生じた。

（平成二十一年三月十八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年六月三十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百四十九号

ニカラグア共和国政府は、昭和五十三年七月七日にロンドンで作成された「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の加入書を平成二十一年三月九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年六月九日にニカラグア共和国について効力を生じた。

（平成二十一年三月十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十一年六月三十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十号

平成二十一年六月十五日にプノンペンで、第三次プノンペン市小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次プノンペン市小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億二千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年六月三十日まで

4　署名者

日　本　側　篠原勝弘在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十一年六月三十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十一号

平成二十一年六月十五日にプノンペンで、ローレンチェリー頭首工改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ローレンチェリー頭首工改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　篠原勝弘在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十一年六月三十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百五十二号

平成二十一年六月十五日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カンボジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むカンボジアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　八億円

3　署名者

日　本　側　篠原勝弘在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十一年六月三十日

外務大臣　中曽根弘文